

令和 8 年 8 月 4 日
消 防 庁

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

消防庁は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について、令和 8 年 8 月 5 日（水）から令和 8 年 9 月 8 日（火）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

本改正では、令和 7 年度救助技術の高度化等検討会報告書等を踏まえ、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）、救助活動に関する基準（昭和 62 年消防庁告示第 3 号）及び消防救助操法の基準（昭和 53 年消防庁告示第 4 号）について、所要の改正を行うこととしています。

なお、概要については、別紙 2 を御覧ください。

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙 3、4、5 参照）
 - ・ 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
 - ・ 救助活動に関する基準の一部を改正する件（案）
 - ・ 消防救助操法の基準の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙 1 を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和 8 年 9 月 8 日（火）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁国民保護・防災部 参事官付 大月補佐、田中

TEL 03-5253-7507（直通）

E-mail: fdma.kyuujo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・ 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
- ・ 救助活動に関する基準の一部を改正する件（案）
- ・ 消防救助操法の基準の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

本改正は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）、救助活動に関する基準（昭和 62 年消防庁告示第 3 号）及び消防救助操法の基準（昭和 53 年消防庁告示第 4 号）について、所要の改正を行うものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：fdma.kyuujo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁国民保護・防災部 参事官付救助係 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁国民保護・防災部 参事官付救助係 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7576

総務省消防庁国民保護・防災部 参事官付救助係 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和8年8月5日（水）から令和8年9月8日（火）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。

い。

- ・ 提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁国民保護・防災部参事官付救助係にて配布又は閲覧に供します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

消防庁国民保護・防災部 参事官付

担 当：大月、田中

電 話：03-5253-7507

F A X：03-5253-7576

電子メールアドレス：fdma.kyuujo_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁

国民保護・防災部 参事官付 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令(案)等」等
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡
担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載する
こと。

別紙様式

該当箇所	御意見

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について

消防庁国民保護・防災部 参事官付

1. 改正概要

令和 7 年度救助技術の高度化等検討会（地下閉鎖空間における救助能力の高度化）により、消防委員から「都市型ロープレスキューを使った救助法の一定の基準等の整備」の要望があり、同検討会報告書において「今後も継続的に新たな救助手法や資機材の救助施策・制度への反映が行われることが望ましい。」とされた。

本検討会を踏まえ、本改正においては、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）、救助活動に関する基準（昭和 62 年消防庁告示第 3 号）及び消防救助操法の基準（昭和 53 年消防庁告示第 4 号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正内容**第一 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）**

- (1) 別表第一への「都市型ロープレスキュー器具一式※」の追加【救助省令第 2 条、第 4 条～第 7 条関係】

都市型ロープレスキュー器具一式は、従来のロープ、カラビナ及び滑車等と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、一般救助用器具に「都市型ロープレスキュー器具一式※」を追加するとともに、所要の改正を行う。

- ・ 一般救助用器具に「都市型ロープレスキュー器具一式※」を追加
 - ・ 隊員保護用器具の「安全帯」を「墜落制止用器具」に変更
- (2) 別表第二の「ロープ登降機」及び「救助用降下機※」の削除【救助省令第 4 条～第 6 条関係】

「ロープ登降機」及び「救助用降下機※」については、別表第一の「都市型ロープレスキュー器具一式※」及び「登山器具一式」に含まれることから、それぞれ削除する。

第二 救助活動に関する基準の一部を改正する告示（案）

第一で規定した救助器具について、別表において規定し、「都市型ロープレスキュー器具一式※」について、必要個数を「五」とする。

第三 消防救助操法の基準の一部を改正する告示（案）

第二編消防救助基本操法に第十六章の二を新設し、都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法の基準を定める。

3. 施行期日

令和9年4月1日

4. 経過措置

なし

5. スケジュール

【パブリックコメント】令和8年8月5日（水）から9月8日（火）まで（35日間）

【 公 布 】令和8年10月頃（予定）

○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の二の規定に基づき、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

総務大臣 林 芳正

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第二条、第四条―第七条関係）		別表第一（第二条、第四条―第七条関係）	
分類	品名	分類	品名
一般救助用器具	かぎ付きはし（ 三連はし） 金属製折りたたみはし（ ）又はワイヤはし（ ） 空気式救助マット 救命索発射銃 サバイバースリング又は救助用縛 _ば り帯 平担架 ロープ カラビナ 滑車 都市型ロープレスキュー器具一式※	一般救助用器具	かぎ付きはし（ 三連はし） 金属製折りたたみはし（ ）又はワイヤはし（ ） 空気式救助マット 救命索発射銃 サバイバースリング又は救助用縛 _ば り帯 平担架 ロープ カラビナ 滑車
隊員保護用器具	革手袋 耐電手袋 墜落制止用器具 防塵メガネ 携帯警報器 防毒マスク 化学防護服（陽圧式化学防護服を除く。）※※ 陽圧式化学防護服※※ 耐熱服※ 放射線防護服（個人用線量計を含む。）※※	隊員保護用器具	革手袋 耐電手袋 安全帯 防塵メガネ 携帯警報器 防毒マスク 化学防護服（陽圧式化学防護服を除く。）※※ 陽圧式化学防護服※※ 耐熱服※ 放射線防護服（個人用線量計を含む。）※※
〔備考〕略	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
別表第二（第四条―第六条関係）		別表第二（第四条―第六条関係）	
分類	品名	分類	品名
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
その他の救助用器具	緩降機 発電機	その他の救助用器具	緩降機 ロープ登降機 救助用降下機※ 発電機
〔備考〕略	〔略〕	〔備考〕同上	〔備考〕同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項第十六号の規定に基づき、救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表		改正後			別表		改正前		
省令別表 第一に掲げる救 器具	区分	品名	必要個数	性能等	省令別表 第一に掲げる救 器具	区分	品名	必要個数	性能等
	省令別表 第一に掲げる救 器具	品名	必要個数	性能等		区分	品名	必要個数	性能等
		かぎ付はしご	一				かぎ付はしご	一	
		三連はしご	一				三連はしご	一	
		金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご	一				金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご	一	
		空気式救助マット	一				空気式救助マット	一	
		救命索発射銃	一	到達距離六十メートル以上			救命索発射銃	一	到達距離六十メートル以上
		サバイバースリング又は救助用縛帯	一				サバイバースリング又は救助用縛帯	一	
		平担架	一	吊上（下）げ可能なもの			平担架	一	吊上（下）げ可能なもの
		ロープ	二	一卷二百メートルを適宜切断			ロープ	二	一卷二百メートルを適宜切断
		カラビナ	二十				カラビナ	二十	
		滑車	五				滑車	五	
		都市型ロープレスキュー器具一式※	五				油圧ジャッキ	一	揚力百キロニュートン以上
		油圧ジャッキ	一	揚力百キロニュートン以上			油圧スプレッダー	一	展開力十キロニュートン以上
		油圧スプレッダー	一	展開力十キロニュートン以上			可搬ウインチ	一	牽引能力十五キロニュートン以上
		可搬ウインチ	一	牽引能力十五キロニュートン以上			ワイヤロープ	二	
		ワイヤロープ	二				マンホール救助器具	一	常用荷重〇・二トン以上
		マンホール救助器具	一	常用荷重〇・二トン以上			救助用簡易起重機※	一	中心開口部切断力五十キロニュートン以上
		救助用簡易起重機※	一	中心開口部切断力五十キロニュートン以上			油圧切断機	一	金属、非金属切断可能なもの
		油圧切断機	一	金属、非金属切断可能なもの			エンジンカッター	一	
		エンジンカッター	一				ガス熔断器	一	
		ガス熔断器	一				チェーンソー	一	
		チェーンソー	一				鉄線カッター	一	
			一				万能斧	二	

鉄線カッター	一	
万能斧	二	
ハンマー	一	
携帯用コンクリート破壊器具	一	
生物剤検知器※※※	一	
化学剤検知器※※※	一	
可燃性ガス測定器	一	
有毒ガス測定器※※	一	
酸素濃度測定器※※	一	
放射線測定器※※	一	
空気呼吸器（予備ボンベを含む。）	五	予備ボンベは、五とする。
空気補充用ボンベ※	一	
革手袋	五	
耐電手袋	五	七千ボルト電路で使用する可能なもの
墜落制止用器具	五	
防塵メガネ	五	
携帯警報器	五	
防毒マスク	五	
化学防護服※※	二	
陽圧式化学防護服※※	五	
耐熱服※	二	
放射線防護服（個人用線量計を含む。）※	二	個人用線量計は、フィルムバッジで代替することができる。
簡易画像探索機※※	一	
除染シャワー※※	一	
除染剤散布器※※	二	
潜水器具一式※	五	
流水救助器具一式※	五	
救命胴衣※	五	

ハンマー	一	
携帯用コンクリート破壊器具	一	
生物剤検知器※※※	一	
化学剤検知器※※※	一	
可燃性ガス測定器	一	
有毒ガス測定器※※	一	
酸素濃度測定器※※	一	
放射線測定器※※	五	
空気呼吸器（予備ボンベを含む。）	五	予備ボンベは、五とする。
空気補充用ボンベ※	一	
革手袋	五	
耐電手袋	五	
安全帯	五	
防塵メガネ	五	
携帯警報器	五	
防毒マスク	五	
化学防護服※※	二	
陽圧式化学防護服※※	二	
耐熱服※	二	
放射線防護服（個人用線量計を含む。）※	二	個人用線量計は、フィルムバッジで代替することができる。
簡易画像探索機※※	一	
除染シャワー※※	一	
除染剤散布器※※	二	
潜水器具一式※	五	
流水救助器具一式※	五	
救命胴衣※	五	
水中投光器※	五	
救命浮環※	十	
浮標※	一	

省令別表 第二に掲げる救助器具									
水中投光器※		五		投光器一式	一	発電機は三百ワット／百ボルト以上のもの		その他の携帯救助工具	マット型空気ジャッキ一式
救命浮環※		十		携帯投光器	五			車両移動器具※	大型油圧スプレッダー
浮標※		一		携帯拡声器	二			応急処置用セット	救助用支柱器具※
救命ボート※		一		携帯無線機	二				チェーンブロック※
船外機※		一							空気鋸
水中スクーター※		一							大型油圧切断機
水中無線機※		一							空気切断機
水中時計※		五							コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー※
水中テレビカメラ※		一							削岩機
登山器具一式※		五							
バスケット担架※		一							

省令別表 第二に掲げる救助器具									
救命ボート※		一		携帯投光器	五	発電機は三百ワット／百ボルト以上のもの		マット型空気ジャッキ一式	大型油圧スプレッダー
船外機※		一		携帯拡声器	二			救助用支柱器具※	チェーンブロック※
水中スクーター※		一		携帯無線機	二			空気鋸	大型油圧切断機
水中無線機※		一		応急処置用セット	一	耐荷重二トン以上			空気切断機
水中時計※		五		車両移動器具※	一				コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー※
水中テレビカメラ※		一		その他の携帯救助工具	一				削岩機
登山器具一式※		五							
バスケット担架※		一							
投光器一式		一							

備考 表中の「」の記載は注記である。	【備考 略】	省令別表 第三に掲げる救助器具										画像探索機		—		酸素呼吸器（予備ポンベを含む。）	五	—	ハンマドリル																											
		地中音響探知機		—		簡易呼吸器	二			防塵マスク	五			送排風機	—			エアラインマスク※	—			耐電衣	二			耐電ズボン	二			耐電長靴	二			特殊ヘルメット※	二			緩降機	—			発電機	—			一・二キロワット／百ボルト以上のもの
		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置	—			地震警報器	—			電磁波探査装置※※※	—				二酸化炭素探査装置※※※	—			水中探査装置※※※	—			検知型遠隔探査装置※	—																		
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—									
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—									
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—									
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—									
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—									
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—									
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—									
省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—											

備考 表中の「」の記載は注記である。	【備考 同上】	省令別表 第三に掲げる救助器具										画像探索機		—		酸素呼吸器（予備ポンベを含む。）	五	—	ハンマドリル																																			
		地中音響探知機		—		簡易呼吸器	二			防塵マスク	五			送排風機	—			エアラインマスク※	—			耐電衣	二			耐電ズボン	二			耐電長靴	二			特殊ヘルメット※	二			緩降機	—			ロープ登降機	—			救助用降下機※	—			発電機	—			一・二キロワット／百ボルト以上のもの
		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置	—			地震警報器	—			電磁波探査装置※※※	—				二酸化炭素探査装置※※※	—			水中探査装置※※※	—			検知型遠隔探査装置※	—																										
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—																	
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—																	
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—																	
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—																	
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—																	
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—																	
		省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—																	
省令別表 第三に掲げる救助器具	画像探索機		—		地中音響探知機		—		熱画像直視装置		—		夜間用暗視装置		—		地震警報器		—		電磁波探査装置※※※		—		二酸化炭素探査装置※※※		—		水中探査装置※※※		—		検知型遠隔探査装置※		—																			

附 則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十六条第二項の規定に基づき、消防救助操法の基準（昭和五十三年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前
第二編 消防救助基本操法	「第一章〱第十五章 略」	第二編 「同上」
	第十六章 ロープ操法	「第一章〱第十五章 同上」
	第一節 通則	第十六章 「同上」
	(操法実施上の留意事項)	第一節 「同上」
	第百八条 第四条に定めるもののほか、ロープ操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	(操法実施上の留意事項)
	「一〱六 略」	第百八条 「略」
	七 ロープは、踏みつけ、引きずり等をしないこと。	「一〱六 同上」
	「第二節〱第四節 略」	七 ロープは、踏みつけ又は引きずり等をしないこと。
	第五節 渡過操法	「第二節〱第四節 同上」
	(操法実施上の留意事項)	第五節 渡過操法
第百三十一条 第四条及び第百八条に定めるもののほか、渡過操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	(操法実施上の留意事項)	(操法実施上の留意事項)
	第百三十一条 第四条及び第百八条に定めるもののほか、渡過操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	第百三十一条 第四条及び第百八条に定めるもののほか、渡過を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
	「一〱三 略」	「一〱三 同上」
	第六節 確保操法	第六節 確保操法
	(操法実施上の留意事項)	(操法実施上の留意事項)
	第百三十五条 第四条及び第百八条に定めるもののほか、確保操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	第百三十五条 第四条及び第百八条に定めるもののほか、確保を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
	「一〱六 略」	「一〱六 同上」
	第十六章の二 都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法	「新設」
	第一節 通則	
	(都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法の種別)	
第百三十八条 都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法を分けて、都市型ロープレスキュー器具による基本結索操法、都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下操法、都市型ロープレスキュー器具による登はん操法、都市型ロープレスキュー器具による渡過操法及び都市型ロープレスキュー器具による確保操法とする。	(都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法の種別)	
	第百三十八条 都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法を分けて、都市型ロープレスキュー器具による基本結索操法、都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下操法、都市型ロープレスキュー器具による登はん操法、都市型ロープレスキュー器具による渡過操法及び都市型ロープレスキュー器具による確保操法とする。	
	(操法実施上の留意事項)	
	第百三十九条 第四条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
	一 都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法においては、破断荷重二十キロニュートン以上で、長さ二・五メートルから六メートルまでの小綱及び十メートル以上の繊維ロープ	
	(中芯と外皮の二重構造のものに限る。)を使用するものとする。	
	二 ロープ及び器具は、許容荷重を超えて使用しないこと。	
	三 ロープは、必要以上に衝撃を与え、又は摩さつしないこと。	
	四 ロープを曲折部にかける場合は、緩衝物をあてること。	

五 結索を完了したロープは結び目を整理し、ゆるみのないようにすること。

六 ロープを複数本使用するときは、必要に応じ色等により識別できるようにすること。

七 ロープは、踏みつけ、引きすり等をしないこと。

（都市型ロープレスキュー器具によるロープの整理）

第百四十条 都市型ロープレスキュー器具によるロープ操作法に使用する長いロープの整理は、次の各号の要領による。

一 振り分け巻きによる整理は、ロープの一端を両手で持ち、両手を広げて、順次一ひろの長さをとって肩にかけていき、巻きはじめのできる長さを残し、肩にかけたロープを折り返した状態を保ちながら手に持ち、ロープの上から巻き終わりのロープをしっかりと四回程度巻きつけ、この索端をロープの折り返しの位置で半結び又は巻結びにより結着する。

二 ロープバッグ収納による整理は、ロープの一端からよりに注意しながらロープバッグへ入れていき、収納する。

第二節 都市型ロープレスキュー器具による基本結索操作法

（都市型ロープレスキュー器具による基本結索の訓練要領）

第百四十一条 都市型ロープレスキュー器具による基本結索の訓練要領は、第百十一条の規定を準用する。この場合において、第百十一条中「基本結索」とあるのは、「都市型ロープレスキュー器具による基本結索」と読み替えるものとする。

（都市型ロープレスキュー器具による基本結索の種別及び要領）

第百四十二条 都市型ロープレスキュー器具による基本結索の種別は、結合、結節及び結着とする。

2 次の各号に掲げる都市型ロープレスキュー器具による基本結索におけるロープ等の結合の要領は、当該各号に定めるところによる。

一 ダブルフィッシャーマンズノット

(1)



(2)



(3)



(10)



(7)



(4)



(8)



(5)



(9)l



(6)



ニ
ダブル
シート
ヘント

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



三
ウォー
ター
ノット

(1)



(2)



(3)



3|

次の各号に掲げる都市型ロープレスキュー器具による基本結索におけるロープの結節の要領

一 は、当該各号に定めるところによる。

(1)|

(2)|

(3)|



(4)|

(5)|

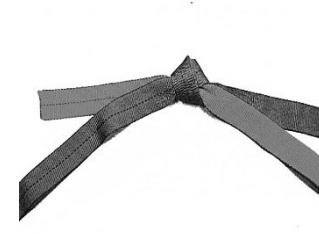
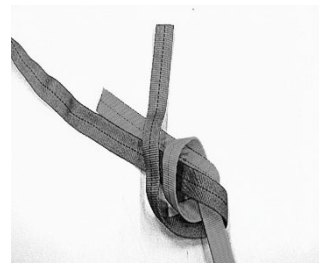
(6)|



(4)|

(5)|

(6)|



ニ
フイギユアエイトオンアバイト
(エイトノット)

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



三
バタフライノット

(1)



(2)



(3)



四

(1) ダブルループフィギュアエイト (ラビットノット)



(2)



(3)



(7)

(8)



(9)



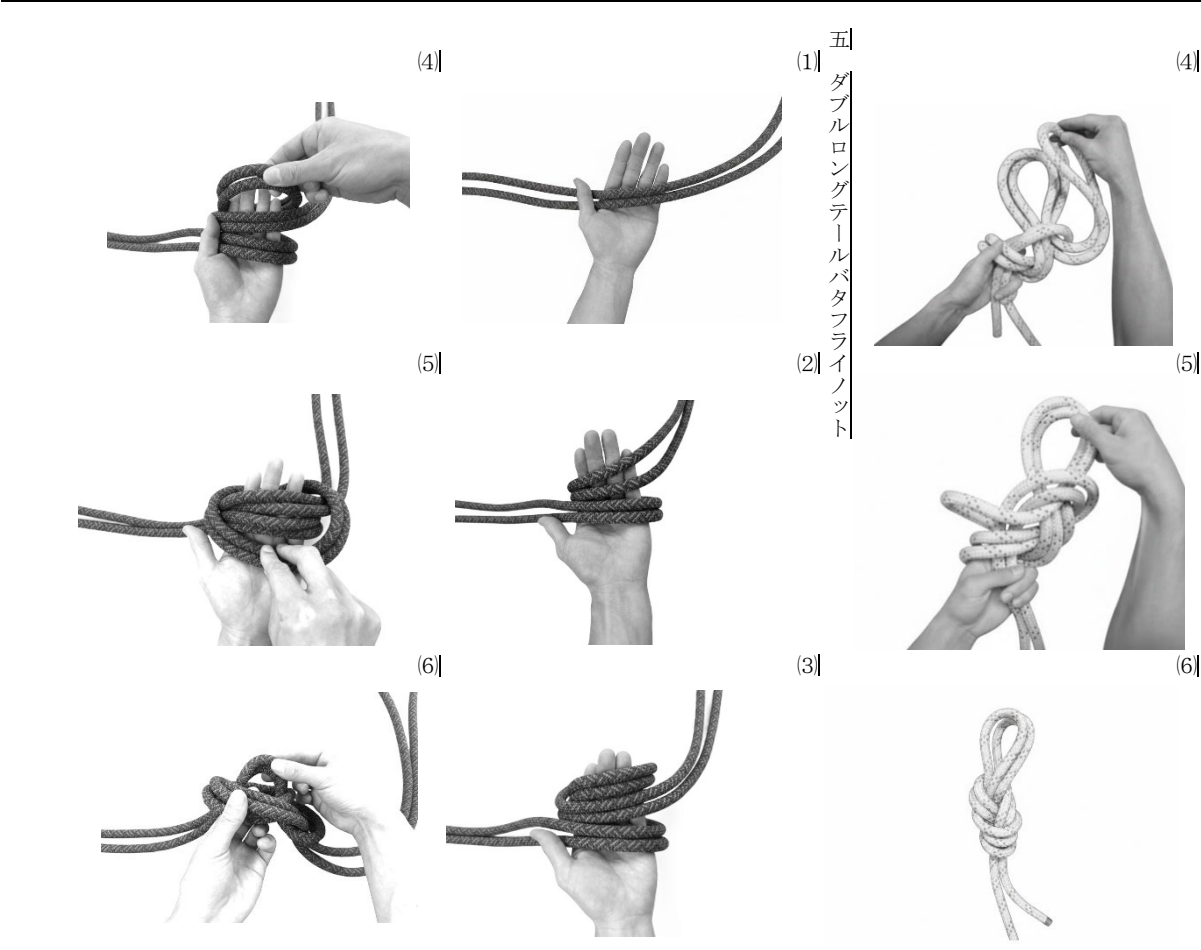
(4)

(5)



(6)







(7)

4| 次の各号に掲げる都市型ロープレスキュー器具による基本結索におけるロープ等の結着の要領は、当該各号に定めるところによる。

一 バレルノット

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



二
ボウラインノット

(1)



(4)



(7)



(2)



(5)



(8)



(3)



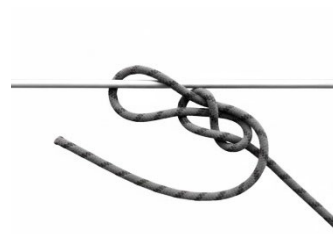
(6)



(4)



(5)



(6)



(3)

四
スリーラウンドブルージック

(1)



(2)



(3)



(4)



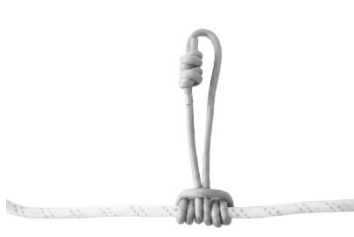
(5)



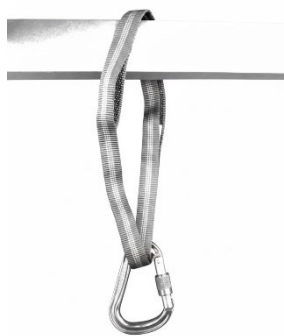
(6)



(7)



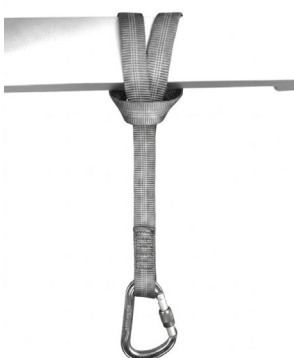
五 ツーバイト



六 ラウンドターン



七 ガースヒッチ (カウヒッチ)



第三節 都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下操作法
（都市型ロープレスキュー器具による懸垂ロープの設定要領）
第百四十三条 都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下のための懸垂ロープ（以下この章において「アクセスライン」という。）の設定要領は、次の各号に定めるところによる。
一 懸垂降下を行う場合は、開口部が少なく、崩壊のおそれのない場所を選定すること。

- 二 懸垂点は、綿密に点検し、ロープ等の結着は、次に定めるとおり一本ずつ二箇所又は一箇所に行い、二重の安全措置を講ずるものとし、必要に応じて懸垂点を追加するなど、アクセスラインを確実に設定すること。
- ア 一本ずつ二箇所



イ 一箇所に二本



- 三 アクセスラインは、二系統とし、長さは、着地点にどのようにするか。
- (操法実施上の留意事項)

第百四十四条 第四条及び第百三十九条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 降下のため壁面に出るときは、懸垂点側のロープのゆるみをなくし、体重を徐々にアクセスラインにかけながら行うこと。
- 二 降下に際しては、皮手袋を使用し、降下速度の調節を慎重に行うこと。

三 降下に際しては、オートロック式確保器具（以下「確保器具」という。）、「オートロック式降下器具（以下「降下器具」という。）」等により二重の安全措置を講ずるとともに、身体
の固定状況等を確認すること。

（都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下の訓練要領）

第百四十五条 都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下を実施するには、次の号令及び
要領による。

一 指揮者は、「座席懸垂用意」と号令し、降下員の「準備よし」の合図で「始め」と号令
し、降下員の「到着」の合図で「よし」と指示する。

二 降下員は、前号の「座席懸垂用意」の号令でロープを確保器具、降下器具等にそれぞれ設
定し、オートロック機能等の点検を実施して、壁面に降下姿勢をとって「準備よし」と合図
し、前号の「始め」の号令で降下を開始し、地上からおおむね一メートルの位置で一旦停止
したのち降下着地して「到着」と合図し、前号の「よし」の指示で壁面から後方にさがりな
がらロープを降下器具、確保器具等からはずし、両手でロープを開いてはなし、「ロープよ
し、終り」と合図する。

（都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下の要領）

第百四十六条 都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下の要領は、次の各号に定めると
ころによる。

一 墜落制止用器具（フルハーネス型に限る。以下同じ。）を着装することとし、降下器具の
カラビナ設定位置は腹部D環とする。

二 器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。

三 ロープを確保器具、降下器具等にそれぞれ設定し、懸垂点側のロープのゆるみをなくし、
確保器具、降下器具等を操作して制動とし、アクセスラインに徐々に体重をかけつつ壁面に
移動し、上体をロープに平行に保ち、足は上体に対しておおむね直角になるようにして横一
歩に開き、足底を壁面に平らにつけ、目は右足下方の降下路を見ながら制動をゆるめ、壁面
を歩いて降下する。

第四節 都市型ロープレスキュー器具による登はん操法

（アクセスラインの設定要領）

第百四十七条 都市型ロープレスキュー器具による登はんのためのアクセスラインの設定要領
は、第百四十三条各号に定めるところによる。

（操法実施上の留意事項）

第百四十八条 第四条及び第百三十九条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具によ
る登はん操法を実施するときは、確保器具、オートロック式登はん器具（以下「登はん器具」
という。）等により二重の安全措置を講ずるとともに、身体
の固定状況等を確認しなければならない。

（都市型ロープレスキュー器具による登はんの訓練要領）

第百四十九条 都市型ロープレスキュー器具による登はんを行うには、次の各項に定めるところ
による。

2 都市型ロープレスキュー器具による登はんにおける定位は、登はん開始位置のアクセスライ

ンからおおむね一メートル隔てた位置とする。

3 都市型ロープレスキュー器具による登はんを行うには、次の号令及び要領による。

- 一 指揮者は、「登はん用意」と号令し、登はん員の「準備よし」の合図で「始め」と号令し、登はん員の「到着」の合図で「よし」と指示する。
- 二 登はん員は、前号の「登はん用意」の号令でロープを確保器具、登はん器具等にそれぞれ設定し、オートロック機能等の点検を実施して、登はん姿勢をとって「準備よし」と合図し、前号の「始め」の号令で登はんを開始し、登はんを完了したとき「到着」と合図し、前号の「よし」の指示でロープを器具からはずして両手でロープを開いてはなし、「ロープよし、終り」と合図する。

(都市型ロープレスキュー器具による登はんの要領)

第百五十条 都市型ロープレスキュー器具による登はんは、次の各号の要領による。

- 一 登はん員は、墜落制止用器具を着装する。
- 二 器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。
- 三 登はん員は、アクセスラインに面し、確保器具、登はん器具等を設定したのち、各器具を活用し登はんする。

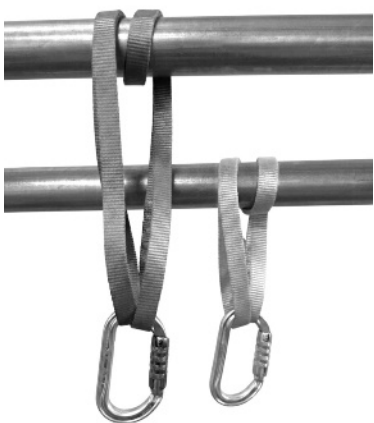
第五節 都市型ロープレスキュー器具による渡過操作

(渡過ロープの設定要領)

第百五十一条 都市型ロープレスキュー器具による渡過のためのロープ等（以下この章において「ブリッジ線」という。）の設定要領は、次の各号に定めるところによる。

- 一 係留点は、綿密に点検し、ロープ等の結着は、次に定めるところにより一本ずつ二箇所又は一箇所に二本行い、二重の安全措施を講ずるものとし、必要に応じて係留点を追加するなど、確実に設定すること。

ア 一本ずつ二箇所



イ 一箇所二本



二 渡過施設は、渡過員がロープに宙吊りになっても、地物に接触することのない場所を選ぶこと。

三 ブリッジ線は、原則として二系統をあわせ、展張は一本ずつ行うこと。

〔操法実施上の留意事項〕

第百五十二条 第四条及び第百三十九条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具による渡過操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 渡過員は、二系統をあわせ、ショックアブソーバ付きランヤードにつながれたカラビナ及びカラビナ、二重滑車等を設定し、二重の安全措置を講ずること。

二 渡過訓練は、低所から高所へと練度に応じて段階的に実施すること。

〔都市型ロープレスキュー器具による渡過の訓練要領〕

第百五十三条 都市型ロープレスキュー器具による渡過を実施するには、渡過訓練を行うに十分な渡過施設を設定しておく。

2 都市型ロープレスキュー器具による渡過における定位は、渡過開始位置からおおむね一メートル隔てた位置とする。

3 都市型ロープレスキュー器具による渡過を行うには、次の号令及び要領による。

一 指揮者は、「渡過用意」と号令し、渡過員の「準備よし」の合図で「始め」と号令し、渡過員の「到着」の合図で「よし」と指示する。

二 渡過員は、前号の「渡過用意」の号令でブリッジ線にショックアブソーバ付きランヤードにつながれたカラビナ及びカラビナ、二重滑車等を設定し、安全環をしめたのち渡過姿勢をとって「準備よし」と合図し、前号の「始め」の号令で渡過を開始し、渡過を完了したとき「到着」と合図し、前号の「よし」の指示でブリッジ線からカラビナ等はずし、係留点を視認点検して「係留点よし」、次いで「終り」と合図する。

〔都市型ロープレスキュー器具による渡過の要領〕

第百五十四条 都市型ロープレスキュー器具による渡過は、次の各号の要領による。

一 墜落制止用器具を着装し、カラビナ、二重滑車等の設定位置は腹部D環とする。

二 器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。

三 渡過する方向を左側にしてブリッジ線に対面し、ショックアブソーバ付きランヤードにつながられたカラビナをブリッジ線の下からかけて安全環を確実にしめ、次いでカラビナ、二重滑車等をブリッジ線にかけて安全環を確実にしめ、進む方向側のロープを両手でもって下がり、体重を墜落制止用器具にかけ、両手で交互にロープをつかみ、引いて渡過する。	
第六節 都市型ロープレスキュー器具による確保療法	
〔操作実施上の留意事項〕	
第百五十五条 都市型ロープレスキュー器具による確保療法を実施するときは、第四条、第百三十五条各号及び第百三十九条に定める事項に留意するほか、確保器具、オートロック式制動器具（以下「制動器具」という。）等を使用しなければならない。	
〔都市型ロープレスキュー器具による確保の訓練要領〕	
第百五十六条 都市型ロープレスキュー器具による確保を実施するときは、第百三十六条に定めるもののほか、次の要領による。	
一 確保ロープは、二系統とすること。	
二 降下員は、確保ロープを墜落制止用器具に設定すること。	
三 確保器具、制動器具等に確保ロープを設定した際は、オートロック機能等の点検を実施すること。	
〔都市型ロープレスキュー器具による確保の要領〕	
第百五十七条 都市型ロープレスキュー器具による確保を行うには、器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。	
第十七章 はしご操作	
第一節 〔略〕	
第百五十八条 〔略〕	
第百五十九条 〔略〕	
第百六十条 〔略〕	
第二節 〔略〕	
第百六十一条 〔略〕	
第三節 〔略〕	
〔操作実施上の留意事項〕	
第百六十五条 第四条、第百八条、第百三十五条及び第百六十条に定めるもののほか、かぎ付はしご操作を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一・二 略〕	
〔かぎ付はしごの搬送〕	
第百六十六条 〔略〕	
〔一 略〕	
二 第一はしご員は、前号の号令で第百六十一条第二号に定める要領で第二はしご員と協力してかぎ付はしごを架てい位置に搬送し、第二はしご員が基底部を地面につけたのち、はしごを肩からはずし、主かんを順次もちかえてはしご先端にいたり、はしごの表側を上にしてもち、第二はしご員の「よし」の合図でかぎを引き出し、「かぎよし」と合図してはしごをそ	
第十七章 〔同上〕	
第一節 〔同上〕	
第百三十八条 〔同上〕	
第百三十九条 〔同上〕	
第百四十条 〔同上〕	
第二節 〔同上〕	
第百四十一条 〔同上〕	
第三節 〔同上〕	
〔操作実施上の留意事項〕	
第百四十五条 第四条、第百八条、第百三十五条及び第百四十条に定めるもののほか、かぎ付はしご操作を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一・二 同上〕	
〔かぎ付はしごの搬送〕	
第百四十六条 〔同上〕	
〔一 同上〕	
二 第一はしご員は、前号の号令で第百四十一条第二号に定める要領で第二はしご員と協力してかぎ付はしごを架てい位置に搬送し、第二はしご員が基底部を地面につけたのち、はしごを肩からはずし、主かんを順次もちかえてはしご先端にいたり、はしごの表側を上にしてもち、第二はしご員の「よし」の合図でかぎを引き出し、「かぎよし」と合図してはしごをそ	

の場に置く。	
三 第二はしご員は、第一号の号令で第百六十一条第三号に定める要領で第一はしご員と協力してかぎ付はしごを架てい位置に搬送し、はしごを肩からはずして基底部を地面につけ、はしごの右側中央部にいたり、両手ではしごをもつて「よし」と合図し、第一はしご員の「かぎよし」の合図ではしごをその場に置く。	
〔四 略〕	
第百六十七条〜第百七十一条	〔略〕
第十八章 人てい操作	
第一節	〔略〕
第百七十二条	〔略〕
第百七十三条	〔略〕
第二節	〔略〕
第百七十四条	〔略〕
第百七十五条	〔略〕
第百七十六条	〔略〕
第三節	〔略〕
第百七十七条	〔略〕
第百七十八条	〔略〕
第百七十九条	〔略〕
第四節 空間人てい操作	
（操法実施上の留意事項）	
第百八十条 第百七十三条に定めるもののほか、空間人てい操作を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一・二 略〕	
第百八十一条	〔略〕
第百八十二条	〔略〕
第百八十三条	〔略〕
第三編	〔略〕
第百八十四条〜第百九十四条	〔略〕
第四編 消防救助応用操作	
第一章 通則	
第百九十五条	〔略〕
（操法実施上の留意事項）	
第百九十六条 第四条、第十一条、第百八条、第百十九条、第百二十六条、第百三十五条及び第百六十条に定めるもののほか、応用救助操作を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一〜三 略〕	
第二章 高所救助操作	
の場に置く。	
三 第二はしご員は、第一号の号令で第百四十一条第三号に定める要領で第一はしご員と協力してかぎ付はしごを架てい位置に搬送し、はしごを肩からはずして基底部を地面につけ、はしごの右側中央部にいたり、両手ではしごをもつて「よし」と合図し、第一はしご員の「かぎよし」の合図ではしごをその場に置く。	
〔四 同上〕	
第百四十七条〜第百五十一条	〔同上〕
第十八章 同上	〔同上〕
第一節	〔同上〕
第百五十二条	〔同上〕
第百五十三条	〔同上〕
第二節	〔同上〕
第百五十四条	〔同上〕
第百五十五条	〔同上〕
第百五十六条	〔同上〕
第三節	〔同上〕
第百五十七条	〔同上〕
第百五十八条	〔同上〕
第百五十九条	〔同上〕
第四節 同上	〔同上〕
（操法実施上の留意事項）	
第百六十条 第百五十三条に定めるもののほか、空間人てい操作を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一・二 同上〕	
第百六十一条	〔同上〕
第百六十二条	〔同上〕
第百六十三条	〔同上〕
第三編	〔同上〕
第百六十四条〜第百七十四条	〔同上〕
第四編	〔同上〕
第一章	〔同上〕
第百七十五条	〔同上〕
（操法実施上の留意事項）	
第百七十六条 第四条、第十一条、第百八条、第百十九条、第百二十六条、第百三十五条及び第百四十条に定めるもののほか、応用救助操作を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一〜三 同上〕	
第二章	〔同上〕

第一節 通則 第百九十七條 〔略〕 第百九十八條 〔高所救助操法の機械器具の名称及び定位〕 第百九十八條 高所救助操法の機械器具の名称及び定位は、第百八十四条に定めるもののほか、第三十三図から第三十六図までのとおりとする。 〔第33図く第36図 略〕 〔操法実施上の留意事項〕 第百九十九條 第百六十五条、第百八十五条及び第百九十六条に定めるもののほか、高所救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 〔一く四 略〕 第二節 かかえ救助操法 〔操法実施上の留意事項〕 第二百條 第百九十六条に定めるもののほか、かかえ救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 〔一・二 略〕 〔操法の開始〕 第二百一號 かかえ救助操法を開始するには、次の号令及び要領による。 〔一 略〕 二 一 番員は、前号の号令で三連はしごを第百六十一條第二号で定める要領で架てい位置に搬送する。 三 二 番員は、第一号の号令で三連はしごを第百六十一條第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。 〔屋内進入及び検索〕 第二百二號 はしごを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。 〔一 略〕 二 一 番員は、前号の「架てい」の号令で第百六十一條第二号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で第百六十二條第二号に定める要領で屋内進入して、「進入よし」と合図し、指揮者が進入したのち、はしご上部の固定措置を行い「はしごよし」と合図する。 三 二 番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百六十一條第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百六十二條第三号に定める要領ではしごを確保し、一 番員及び指揮者の進入を確認して、はしごの確保を解き、一 番員の「はしごよし」の合図ではしご上部まで登ていし、「準備よし」と合図する。 第二百三號 〔略〕 〔収納〕 第二百四號 救出完了ののち、三連はしごを収納するには、次の号令及び要領による。 〔一 略〕 二 一 番員は、前号の号令ではしご上部の固定措置を解き、指揮者に続いて降ていし、第百六		第一節 〔同上〕 第百七十七條 〔同上〕 第百七十八條 〔高所救助操法の機械器具の名称及び定位〕 第百七十八條 高所救助操法の機械器具の名称及び定位は、第百六十四条に定めるもののほか、第三十三図から第三十六図までのとおりとする。 〔第33図く第36図 同上〕 〔操法実施上の留意事項〕 第百七十九條 第百四十五条、第百六十五条及び第百七十六条に定めるもののほか、高所救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 〔一く四 同上〕 第二節 〔同上〕 〔操法実施上の留意事項〕 第百八十號 第百七十六条に定めるもののほか、かかえ救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 〔一・二 同上〕 〔操法の開始〕 第百八十一號 〔同上〕 〔一 同上〕 二 一 番員は、前号の号令で三連はしごを第百四十一條第二号で定める要領で架てい位置に搬送する。 三 二 番員は、第一号の号令で三連はしごを第百四十一條第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。 〔屋内進入及び検索〕 第百八十二號 〔同上〕 〔一 同上〕 二 一 番員は、前号の「架てい」の号令で第百四十一條第二号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で第百四十二條第二号に定める要領で屋内進入して、「進入よし」と合図し、指揮者が進入したのち、はしご上部の固定措置を行い「はしごよし」と合図する。 三 二 番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百四十一條第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百四十二條第三号に定める要領ではしごを確保し、一 番員及び指揮者の進入を確認して、はしごの確保を解き、一 番員の「はしごよし」の合図ではしご上部まで登ていし、「準備よし」と合図する。 第百八十三號 〔同上〕 〔収納〕 第百八十四號 〔同上〕 〔一 同上〕 二 一 番員は、前号の号令ではしご上部の固定措置を解き、指揮者に続いて降ていし、第百四	
---	--	--	--

十三条第二号に定める要領ではしごを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。
三 二番員は、第一号の号令で第百六十三条第三号に定める要領ではしごを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。

第三節 応急はしご救助操作
(操作法の開始)

第二百五条 応急はしご救助操作を開始するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 一 番員は、前号の号令で三連はしごを第百六十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三 二 番員は、第一号の号令で三連はしごを第百六十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

〔四 略〕

(屋内進入及び検索)

第二百六条 はしごを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 一 番員は、前号の「架てい」の号令で第百六十二条第二号に定める要領ではしごを上階開口部の上方に架ていし、前号の進入の号令で第百六十三条第二項第二号に定める要領で屋内進入して「進入よし」と合図する。

三 二 番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百六十二条第三号に定める要領ではしごを上階開口部の上方に架ていし、同号の「進入」の号令で第百六十三条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一 番員及び指揮者の屋内進入を確認してはしごの確保を解く。

〔四 略〕

(救出準備及び救出)

第二百七条 救出の準備及び要救助者の救出を行うには、次の号令及び要領による。

〔一〕三 略〕

四 三 番員は、第一号の「救出用意」の号令で救助ロープの結びをはしご最下段の横さんの下からとおしてはしごの表側に出し、この結びをもつて第百六十三条第一項第二号に定める要領ではしごを登ていし、てい上で安定した姿勢をとり、救助ロープを支持点の横さんの上からはしごの裏側にとおして一 番員に渡し、てい上作業の姿勢を解いて屋内進入して「進入よし」と合図し、一 番員に協力して要救助者を身体結索し、第一号の「救出始め、ロープ引け」の号令で「よし」と合図し、一 番員と協力して要救助者をもち上げてはしご横さんに吊り下げたのち、はしご左(右)側主かんを片手でもつて一 番員の「はしごよし」の合図で一 番員と協力してはしごを押し出し、要救助者を救出したのち、はしごをもとにもどす。

(収納)

第二百八条 救出完了ののち器具を収納するには、次の号令及び要領による。

一 指揮者は、「おさめ」と号令し、三 番員及び一 番員が順にはしごを降ていしたのち、第百六十四条に定める要領ではしごを降ていする。

二 一 番員は、前号の号令ではしごから救助ロープをはずし、「ロープ」と合図し、ロープの

十三条第二号に定める要領ではしごを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。
三 二番員は、第一号の号令で第百四十三条第三号に定める要領ではしごを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。

第三節 「同上」
(操作法の開始)

第百八十五条 「同上」

〔一 同上〕

二 一 番員は、前号の号令で三連はしごを第百四十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三 二 番員は、第一号の号令で三連はしごを第百四十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

〔四 同上〕

(屋内進入及び検索)

第百八十六条 「同上」

〔一 同上〕

二 一 番員は、前号の「架てい」の号令で第百四十二条第二号に定める要領ではしごを上階開口部の上方に架ていし、前号の進入の号令で第百四十三条第二項第二号に定める要領で屋内進入して「進入よし」と合図する。

三 二 番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百四十二条第三号に定める要領ではしごを上階開口部の上方に架ていし、同号の「進入」の号令で第百四十三条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一 番員及び指揮者の屋内進入を確認してはしごの確保を解く。

〔四 同上〕

(救出準備及び救出)

第百八十七条 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 三 番員は、第一号の「救出用意」の号令で救助ロープの結びをはしご最下段の横さんの下からとおしてはしごの表側に出し、この結びをもつて第百四十三条第一項第二号に定める要領ではしごを登ていし、てい上で安定した姿勢をとり、救助ロープを支持点の横さんの上からはしごの裏側にとおして一 番員に渡し、てい上作業の姿勢を解いて屋内進入して「進入よし」と合図し、一 番員に協力して要救助者を身体結索し、第一号の「救出始め、ロープ引け」の号令で「よし」と合図し、一 番員と協力して要救助者をもち上げてはしご横さんに吊り下げたのち、はしご左(右)側主かんを片手でもつて一 番員の「はしごよし」の合図で一 番員と協力してはしごを押し出し、要救助者を救出したのち、はしごをもとにもどす。

(収納)

第百八十八条 「同上」

一 指揮者は、「おさめ」と号令し、三 番員及び一 番員が順にはしごを降ていしたのち、第百四十四条に定める要領ではしごを降ていする。

二 一 番員は、前号の号令ではしごから救助ロープをはずし、「ロープ」と合図し、ロープの

端末を地上におろしたのち、第百六十四条第二号に定める要領で、はしごを降ていし、二番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 三 二番員は、第一号の号令で第百六十四条第三号に定める要領で、はしごを確保し、三番員、一番員及び指揮者の順に降ていしたのち、一番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 四 三番員は、第一号の号令で第百六十四条第一号に定める要領ではしごを降ていし、救助ロープの結び目を解いて整理し、ロープをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 第四節 はしご水平救助操作法（一） （操作実施上の留意事項）	端末を地上におろしたのち、第百四十四条第二号に定める要領で、はしごを降ていし、二番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 三 二番員は、第一号の号令で第百四十四条第三号に定める要領で、はしごを確保し、三番員、一番員及び指揮者の順に降ていしたのち、一番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 四 三番員は、第一号の号令で第百四十四条第二号に定める要領ではしごを降ていし、救助ロープの結び目を解いて整理し、ロープをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 第四節 「同上」 （操作実施上の留意事項）
第二百九条 第百九十六条に定めるもののほか、はしご水平救助操作法（一）を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 〔一〕三 略 （操作法の開始）	第百八十九条 第百七十六条に定めるもののほか、はしご水平救助操作法（一）を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 〔一〕三 同上 （操作法の開始）
第二百十条 はしご水平救助操作法（一）を開始するには、次の号令及び要領による。 〔一 略〕 二 一番員は、前号の号令で三連はしごを第百六十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。 三 二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百六十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。 〔四 略〕 （屋内進入及び検索）	第百九十条 「同上」 〔一 同上〕 二 一番員は、前号の号令で三連はしごを第百四十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。 三 二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百四十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。 〔四 同上〕 （屋内進入及び検索）
第二百十一条 はしごを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。 〔一 略〕 二 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百六十二条第二号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員からロープを受け取つて肩にかけ、第百六十三条第二項第二号に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり、担架を引き上げる。 三 二番員は、第一号の「架てい」の号令で第百六十一条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百六十三条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認して確保を解き、同号の「担架用意」の号令ではしごを保持して「確保よし」と合図する。 〔四 略〕	第百九十一条 「同上」 〔一 同上〕 二 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百四十二条第二号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員からロープを受け取つて肩にかけ、第百四十三条第二項第二号に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり、担架を引き上げる。 三 二番員は、第一号の「架てい」の号令で第百四十二条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百四十三条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認して確保を解き、同号の「担架用意」の号令ではしごを保持して「確保よし」と合図する。 〔四 同上〕
第二百十二条 「略」 （収納）	第百九十二条 「同上」 （収納）
第二百十三条 救出完了ののち器具を収納するには、次の号令及び要領による。 一 指揮者は、「おさめ」と号令し、はしごの架てい状況を見て、二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていしたのち、第百六十四条に定める要領で降ていする。	第百九十三条 「同上」 一 指揮者は、「おさめ」と号令し、はしごの架てい状況を見て、二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていしたのち、第百四十四条に定める要領で降ていする。

二 一番員は、前号の号令による二番員の「よし」の合図ではしご引上げロープを引いてはしごを起こしたのち、これを保持し、二番員の「確保よし」の合図で第百六十四条第二号に定める要領で降ていし、はしごをもとの位置に搬送して集合線にもどる。

〔三 略〕

四 三番員は、第一号の号令による二番員の「よし」の合図ではしご引上げロープを引いてはしごを起こし、二番員の「架ていよし」の合図で確保ロープを解いて整理したのち肩にかけ、第百六十四条第二号に定める要領で降ていし、担架、ロープ及び小綱をもとの位置に搬送して集合線にもどる。

第五節 「略」

（操法実施上の留意事項）

第百十四条 第百九十六条及び第百九条に定めるもののほか、はしご水平救助操法（二）を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

〔一〕三 略〕

（操法の開始）

第百十五条 はしご水平救助操法（二）を開始するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 一番員は、前号の号令で三連はしごを第百六十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三 二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百六十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

〔四 略〕

（屋内進入及び検索）

第百十六条 はしごを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百六十二条第二号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員から担架引上げ用ロープ及び小綱を受け取つて肩にかけ、とび口一本を持つて第百六十三条第二項第二号に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「とび口結着」の号令でとび口二本を小綱で結着し、とび口の先端を開き適当な位置のはしごの主かんに小綱でそれぞれ結着し、「結着よし」と合図したのち、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり三番員と協力して担架を引き上げたのち引上げ用ロープを解き、続いて三番員から救助ロープを受け取り、一箇所吊り担架のカラビナにもやい結び、半結びで結着し、「結着よし」と合図する。

三 二番員は、第一号の「架てい」の号令で第百六十二条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百六十三条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の登ていを確認したのち、同号の「担架用意」の号令で一番員の降ろしたロープを担架頭部の枠に巻結び及び半結びで結着して「担架結着よし」と合図し、はしごを保持して「確保よし」と合図する。

二 一番員は、前号の号令による二番員の「よし」の合図ではしご引上げロープを引いてはしごを起こしたのち、これを保持し、二番員の「確保よし」の合図で第百四十四条第二号に定める要領で降ていし、はしごをもとの位置に搬送して集合線にもどる。

〔三 同上〕

四 三番員は、第一号の号令による二番員の「よし」の合図ではしご引上げロープを引いてはしごを起こし、二番員の「架ていよし」の合図で確保ロープを解いて整理したのち肩にかけ、第百四十四条第二号に定める要領で降ていし、担架、ロープ及び小綱をもとの位置に搬送して集合線にもどる。

第五節 「同上」

（操法実施上の留意事項）

第百九十四条 第百七十六条及び第百八十九条に定めるもののほか、はしご水平救助操法（二）を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

〔一〕三 同上〕

（操法の開始）

第百九十五条 「同上」

〔一 同上〕

二 一番員は、前号の号令で三連はしごを第百四十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三 二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百四十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

〔四 同上〕

（屋内進入及び検索）

第百九十六条 「同上」

〔一 同上〕

二 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百四十二条第二号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員から担架引上げ用ロープ及び小綱を受け取つて肩にかけ、とび口一本を持つて第百四十三条第二項第二号に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「とび口結着」の号令でとび口二本を小綱で結着し、とび口の先端を開き適当な位置のはしごの主かんに小綱でそれぞれ結着し、「結着よし」と合図したのち、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり三番員と協力して担架を引き上げたのち引上げ用ロープを解き、続いて三番員から救助ロープを受け取り、一箇所吊り担架のカラビナにもやい結び、半結びで結着し、「結着よし」と合図する。

三 二番員は、第一号の「架てい」の号令で第百四十二条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百四十三条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の登ていを確認したのち、同号の「担架用意」の号令で一番員の降ろしたロープを担架頭部の枠に巻結び及び半結びで結着して「担架結着よし」と合図し、はしごを保持して「確保よし」と合図する。

〔四 略〕 第二百十七条 〔略〕 〔収納〕 第二百十八条 救出完了ののち器具を収納するには、次の号令及び要領による。 一指揮者は、「おさめ」と号令し、次いで二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていしたのち、<u>第百六十四条</u>に定める要領でとび口一本を携行して降ていする。 〔二〃四 略〕 第六節 一箇所吊り担架水平救助操作法 〔操作実施上の留意事項〕 第二百十九条 <u>第百九十六条</u>、<u>第二百九条</u>及び<u>第二百十四条</u>に定めるもののほか、一箇所吊り担架水平救助操作法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 〔一〃二 略〕 第二百二十条 〔略〕 第二百二十一条 〔略〕 第二百二十二条 〔略〕 第七節 応急はしご車救助操作法 〔操作法の開始〕 第二百二十三条 応急はしご車救助操作法を開始するには、次の号令及び要領による。 〔一〃三 略〕 四 二番員は、<u>第百八十六条第四号</u>に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。 五 三番員は、<u>第百八十六条第五号</u>に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。 六 四番員は、第一号の号令で<u>第百八十六条第六号</u>に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフォンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。 第二百二十四条 〔略〕 第二百二十五条 〔略〕 第二百二十六条 〔略〕 〔退出及び収納〕 第二百二十七条 救出完了ののち、隊員が退出し、機械器具を収納するには、次の号令及び要領による。 〔一〃二 略〕 三 二番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令で三番員に協力して救助ロープをてい体からはずし、同号の「登てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、上横に振つて上昇の合図をし、同号の「とまれ」の号令で右手を静止させるとまれの合図をし、指揮者をリフター内に収容して背バンドをかけ、同号の「降てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、下横に振つて降下の合図をし、四番員の「リフター降下おわり」の合図で支持点のカラビナ及び小	〔四 同上〕 第百九十七条 〔同上〕 〔収納〕 第百九十八条 〔同上〕 一指揮者は、「おさめ」と号令し、次いで二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていしたのち、<u>第百四十四条</u>に定める要領でとび口一本を携行して降ていする。 〔二〃四 同上〕 第六節 〔同上〕 〔操作実施上の留意事項〕 第百九十九条 <u>第百七十六条</u>、<u>第百八十九条</u>及び<u>第百九十四条</u>に定めるもののほか、一箇所吊り担架水平救助操作法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 〔一〃二 同上〕 第二百条 〔同上〕 第二百一条 〔同上〕 第二百二条 〔同上〕 第七節 〔同上〕 〔操作法の開始〕 第二百三条 〔同上〕 〔一〃三 同上〕 四 二番員は、<u>第百六十六条第四号</u>に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。 五 三番員は、<u>第百六十六条第五号</u>に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。 六 四番員は、第一号の号令で<u>第百六十六条第六号</u>に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフォンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。 第二百四条 〔同上〕 第二百五条 〔同上〕 第二百六条 〔同上〕 〔退出及び収納〕 第二百七条 〔同上〕 〔一〃二 同上〕 三 二番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令で三番員に協力して救助ロープをてい体からはずし、同号の「登てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、上横に振つて上昇の合図をし、同号の「とまれ」の号令で右手を静止させるとまれの合図をし、指揮者をリフター内に収容して背バンドをかけ、同号の「降てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、下横に振つて降下の合図をし、四番員の「リフター降下おわり」の合図で支持点のカラビナ及び小
--	---

網をはずしてもち、リフターの背バンドをはずし指揮者につづいてリフターからおり、リフターをおさめて「リフター収納よし」と合図して地上におり、三番員のロープ整理に協力し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図でロープ整理を停止してはしご車左側にいたり、第百九十四条第三号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行うとともに、小綱及びカラビナもあわせてはしご車に収納したのち、集合線にもどる。

四 三番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令でてい体から救助ロープをはずし、救助ロープ及び誘導ロープの結び目を解いて整理し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図でロープの整理を停止してはしご車右側にいたり、第百九十四条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行ったのち、集合線にもどる。

五 四番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令を復唱し、準備を整え「操作台準備よし」と合図し、同号の「登てい始め」の号令を復唱し、二番員の上昇の合図でリフターを上昇させ、二番員のとまれの合図で「とまれ」の合図を復唱し、リフターを停止させ、同号の「降てい始め」の号令を復唱し、二番員の降下の合図でリフターを降下させて「リフター降下おわり」と合図し、一番員の「先端準備よし」及び二番員の「リフター収納よし」の合図で同号の「はしごおさめ」の号令を復唱し、一番員と連絡をとりながら、計器等に注意してはしごの縮てい、旋回及び伏てい操作を行い、伏ていを確認して「伏ていよし」と合図し、地上においてジャツキバルブ位置にいたり、「ジャツキおさめ」と合図し、第百九十四条第五号に定める要領で同号に規定する操作を行ったのち集合線にもどる。

第八節 はしご車による多数救助操作法

(操作法の開始)

第二百二十八条 はしご車による多数救助操作法を開始するには、次の号令及び要領による。

〔一〕三 略

四 二番員は、第百八十六条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行ったのち、はしご車からロープ一本を取り出し、右（左）肩から左（右）脇にかけたのち、はしご車後方にいたつて車両に相対する。

五 三番員は、第百八十六条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行ったのち、はしご車後方にいたつて車両に相対する。

六 四番員は、第一号の号令で第百八十六条第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行ったのち、一番員とインターフォンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

(架てい及び進入並びに二番員先端とう乗)

第二百二十九条 はしごを架ていし、隊員が進入するには、次の号令及び要領による。

一 指揮者は、第二百二十四条第一号に定める要領で「はしご架てい用意」、「はしご架てい」及び「進入」と号令し、次いで一番員の進入を確認して「徒手登はん、先端とう乗」と号令する。

二 一番員は、第二百二十四条第二号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行う。

〔三〕略

四 四番員は、第二百二十四条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図等を行った

網をはずしてもち、リフターの背バンドをはずし指揮者につづいてリフターからおり、リフターをおさめて「リフター収納よし」と合図して地上におり、三番員のロープ整理に協力し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図でロープ整理を停止してはしご車左側にいたり、第百七十四条第三号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行うとともに、小綱及びカラビナもあわせてはしご車に収納したのち、集合線にもどる。

四 三番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令でてい体から救助ロープをはずし、救助ロープ及び誘導ロープの結び目を解いて整理し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図でロープの整理を停止してはしご車右側にいたり、第百七十四条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行ったのち、集合線にもどる。

五 四番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令を復唱し、準備を整え「操作台準備よし」と合図し、同号の「登てい始め」の号令を復唱し、二番員の上昇の合図でリフターを上昇させ、二番員のとまれの合図で「とまれ」の合図を復唱し、リフターを停止させ、同号の「降てい始め」の号令を復唱し、二番員の降下の合図でリフターを降下させて「リフター降下おわり」と合図し、一番員の「先端準備よし」及び二番員の「リフター収納よし」の合図で同号の「はしごおさめ」の号令を復唱し、一番員と連絡をとりながら、計器等に注意してはしごの縮てい、旋回及び伏てい操作を行い、伏ていを確認して「伏ていよし」と合図し、地上においてジャツキバルブ位置にいたり、「ジャツキおさめ」と合図し、第百七十四条第五号に定める要領で同号に規定する操作を行ったのち集合線にもどる。

第八節 「同上」

(操作法の開始)

第二百八条 「同上」

〔一〕三 同上

四 二番員は、第百六十六条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行ったのち、はしご車からロープ一本を取り出し、右（左）肩から左（右）脇にかけたのち、はしご車後方にいたつて車両に相対する。

五 三番員は、第百六十六条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行ったのち、はしご車後方にいたつて車両に相対する。

六 四番員は、第一号の号令で第百六十六条第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行ったのち、一番員とインターフォンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

(架てい及び進入並びに二番員先端とう乗)

第二百九条 「同上」

一 指揮者は、第二百四条第一号に定める要領で「はしご架てい用意」、「はしご架てい」及び「進入」と号令し、次いで一番員の進入を確認して「徒手登はん、先端とう乗」と号令する。

二 一番員は、第二百四条第二号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行う。

〔三〕同上

四 四番員は、第二百四条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図等を行ったの

のち、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

第二百三十条 〔同上〕

第二百三十一条 〔同上〕

（退出及び収納）

第二百三十二条 救出完了ののち、隊員が退出し機械器具を収納するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 一番員は、前号の「おさめ」の号令で支持点に取りつけた調速機のカラビナをはずし、二番員の携行したロープの一端で調速機のフックを結着し、「緩降機」と地上に合図してロープで吊りおろし、三番員の「到着」の合図で「ロープ」と合図してロープをおとし、前号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で、四番員と連絡をとりながら第二百二十七条第二号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行い、地上において、安全ベルトをはしご車に収納したのち、集合線にもどる。

三 二番員は、第一号の「はしご移動用意」の号令でてい体に命綱をつけ、自己の安全を確保しながらはしご先端に移り、両主かんをもち、ふみ板を組み立てて両足をのせ、「先端準備よし」と合図し、同号の「はしご移動」の号令で四番員と連絡をとりながらはしご先端を目標開口部に誘導し、架ていが完了して「架ていよし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で命綱を解き自己の確保を解いて、降ていして地上において、緩降機を整理して収納し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図ではしご車左側にいたり、第二百二十七条第三号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行ったのち、集合線にもどる。

四 三番員は、一番員の「緩降機」の合図で「よし」と合図し、緩降機が到着して「到着」と合図し、一番員から投下されたロープの着地を確認し、調速機の結着を解いてロープを整理してはしご車に収納し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図ではしご車右側にいたり、第二百二十七条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行ったのち、集合線にもどる。

五 四番員は、第一号の「はしご移動用意」の号令を復唱し、準備を整えて「操作台準備よし」と合図し、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱し、同号の「はしご移動」の号令を復唱し、はしご移動操作を行って目標開口部に架ていし、二番員の「架ていよし」の合図で「はしご移動よし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令を二番員に伝達し、二番員の徒手降下を確認し、次いで同号の「はしごおさめ」の号令を復唱し、第二百二十七条第五号に定める要領で同号に規定する操作を行ったのち、集合線にもどる。

第三章 低所救助操作

第一節 〔略〕

第二百三十三条 〔略〕

第二百三十四条 〔略〕

〔第37図〕第39図 〔略〕

第40図 〔略〕

第41図 〔略〕

ち、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

第二百十条 〔同上〕

第二百十一条 〔同上〕

（退出及び収納）

第二百十二条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 一番員は、前号の「おさめ」の号令で支持点に取りつけた調速機のカラビナをはずし、二番員の携行したロープの一端で調速機のフックを結着し、「緩降機」と地上に合図してロープで吊りおろし、三番員の「到着」の合図で「ロープ」と合図してロープをおとし、前号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で、四番員と連絡をとりながら第二百七条第二号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行い、地上において、安全ベルトをはしご車に収納したのち、集合線にもどる。

三 二番員は、第一号の「はしご移動用意」の号令でてい体に命綱をつけ、自己の安全を確保しながらはしご先端に移り、両主かんをもち、ふみ板を組み立てて両足をのせ、「先端準備よし」と合図し、同号の「はしご移動」の号令で四番員と連絡をとりながらはしご先端を目標開口部に誘導し、架ていが完了して「架ていよし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で命綱を解き自己の確保を解いて、降ていして地上において、緩降機を整理して収納し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図ではしご車左側にいたり、第二百七条第三号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行ったのち、集合線にもどる。

四 三番員は、一番員の「緩降機」の合図で「よし」と合図し、緩降機が到着して「到着」と合図し、一番員から投下されたロープの着地を確認し、調速機の結着を解いてロープを整理してはしご車に収納し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図ではしご車右側にいたり、第二百七条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行ったのち、集合線にもどる。

五 四番員は、第一号の「はしご移動用意」の号令を復唱し、準備を整えて「操作台準備よし」と合図し、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱し、同号の「はしご移動」の号令を復唱し、はしご移動操作を行って目標開口部に架ていし、二番員の「架ていよし」の合図で「はしご移動よし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令を二番員に伝達し、二番員の徒手降下を確認し、次いで同号の「はしごおさめ」の号令を復唱し、第二百七条第五号に定める要領で同号に規定する操作を行ったのち、集合線にもどる。

第三章 〔同上〕

第一節 〔同上〕

第二百十三条 〔同上〕

第二百十四条 〔同上〕

〔第37図〕第39図 〔同上〕

第39図の2 〔同上〕

第39図の3 〔同上〕

第二節 「略」	
第二百五十八条	第二百六十二条
第三節 検索救助操作（二）	
（操作の開始）	
第二百六十三条	検索救助操作（二）を開始するには、次の号令及び要領による。
「一 略」	
二 一番員は、前号の号令で第二百五十八条第一号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。	
三 二番員は、第一号の号令で第二百五十八条第三号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。	
四 三番員は、第一号の号令で第二百五十八条第二号に定める要領で命綱のカラビナを二番員の確保ロープにかけ、安全環を確実にしめたのち、進入の姿勢をとる。	
「五 略」	
第二百六十四条	「略」
第二百六十五条	「略」
（第二次進入）	
第二百六十六条	第二次進入を行うには、次の要領による。
「一 略」	
二 一番員及び二番員は、前号の号令で、第二百六十四条第二号に定める要領で進入する。	
三 三番員は、第一号の号令で、第二百六十四条第三号に定める要領で進入する。	
四 四番員は、第一号の号令で、第二百六十四条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。	
第二百六十七条	「略」
（救出）	
第二百六十八条	要救助者を救出するには、次の号令及び要領による。
「一 略」	
二 一番員及び二番員は、前号の号令で第二百六十一条第二号及び第三号に定める要領で救出する。	
「三・四 略」	
（屋外搬出）	
第二百六十九条	救出した要救助者を屋外に搬出するには、次の号令及び要領による。
「一 略」	
二 一番員は、前号の「搬送用意」の号令で、第二百七十六条第二号に定める要領で要救助者の上体を持ち、前号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第一号に定める要領で要救助者を搬送する。	
三 二番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百七十六条第三号に定める要領で要救助者の足部を持ち、第一号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第三号に定める要領で要救助者を搬送する。	
第二節 「同上」	
第二百三十一条	第二百三十五条
第三節 「同上」	
（操作の開始）	
第二百三十六条	「同上」
「一 同上」	
二 一番員は、前号の号令で第二百三十一条第二号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。	
三 二番員は、第一号の号令で第二百三十一条第三号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。	
四 三番員は、第一号の号令で第二百三十一条第二号に定める要領で命綱のカラビナを二番員の確保ロープにかけ、安全環を確実にしめたのち、進入の姿勢をとる。	
「五 同上」	
第二百三十七条	「同上」
第二百三十八条	「同上」
（第二次進入）	
第二百三十九条	「同上」
「一 同上」	
二 一番員及び二番員は、前号の号令で、第二百三十七条第二号に定める要領で進入する。	
三 三番員は、第一号の号令で、第二百三十七条第三号に定める要領で進入する。	
四 四番員は、第一号の号令で、第二百三十七条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。	
第二百四十条	「同上」
（救出）	
第二百四十一条	「同上」
「一 同上」	
二 一番員及び二番員は、前号の号令で第二百三十四条第一号及び第三号に定める要領で救出する。	
「三・四 同上」	
（屋外搬出）	
第二百四十二条	「同上」
「一 同上」	
二 一番員は、前号の「搬送用意」の号令で、第二百四十九条第二号に定める要領で要救助者の上体を持ち、前号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第二号に定める要領で要救助者を搬送する。	
三 二番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百四十九条第三号に定める要領で要救助者の足部を持ち、第一号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第三号に定める要領で要救助者を搬送する。	

四 三番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百七十六条第四号に定める要領で要救助者の足部前方に位置し、第一号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。

五 四番員は、第一号の「搬送用意」の号令で確保ロープを整理して左手にもち、要救助者の足部前方に位置して「よし」と合図し、同号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。

(収納)

第二百七十条 要救助者を屋外搬出したのち、器具を収納するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 一番員は、前号の号令で、第二百七十八条第二号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百六十二条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。

三 二番員は、第一号の号令で、第二百七十八条第三号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百六十二条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。

四 三番員及び四番員は、第一号の号令で、第二百六十二条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。

第四節 緊急救助操作

第二百七十一条 〔略〕

(進入)

第二百七十二条 進入するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 一番員及び二番員は、前号の号令で第二百五十九条第二号に定める要領で進入する。

三 三番員は、第二百五十九条第三号に定める要領で確保ロープを操作する。

(要救助者発見時の処置)

第二百七十三条 要救助者を発見したときは、次の要領による。

一 一番員及び二番員は、第二百六十条第一号に定める要領により合図を行う。

二 三番員は、第二百六十条第二号に定める要領により合図を行う。

(救出)

第二百七十四条 要救助者を救出するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 一番員は、前号の号令で、第二百六十一条第二号に定める要領で救出する。

三 二番員は、第一号の号令で、第二百六十一条第三号に定める要領で救出する。

四 三番員は、第一号の号令で、第二百六十一条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。

第二百七十五条 〔略〕

第五節 〔略〕

第二百七十六条 〔略〕

第二百七十七条 〔略〕

第二百七十八条 〔略〕

四 三番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百四十九条第四号に定める要領で要救助者の足部前方に位置し、第一号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。

五 四番員は、第一号の「搬送用意」の号令で確保ロープを整理して左手にもち、要救助者の足部前方に位置して「よし」と合図し、同号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。

(収納)

第二百四十三条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 一番員は、前号の号令で、第二百五十一条第二号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百三十五条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。

三 二番員は、第一号の号令で、第二百五十一条第三号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百三十五条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。

四 三番員及び四番員は、第一号の号令で、第二百三十五条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。

第四節 〔同上〕

第二百四十四条 〔同上〕

(進入)

第二百四十五条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 一番員及び二番員は、前号の号令で第二百三十二条第二号に定める要領で進入する。

三 三番員は、第二百三十二条第三号に定める要領で確保ロープを操作する。

(要救助者発見時の処置)

第二百四十六条 〔同上〕

一 一番員及び二番員は、第二百三十三条第一号に定める要領により合図を行う。

二 三番員は、第二百三十三条第二号に定める要領により合図を行う。

(救出)

第二百四十七条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 一番員は、前号の号令で、第二百三十四条第二号に定める要領で救出する。

三 二番員は、第一号の号令で、第二百三十四条第三号に定める要領で救出する。

四 三番員は、第一号の号令で、第二百三十四条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。

第二百四十八条 〔同上〕

第五節 〔同上〕

第二百四十九条 〔同上〕

第二百五十条 〔同上〕

第二百五十一条 〔同上〕

備考	第五章 座屈・倒壊建物救助操作法	
	第一節 通則	
	<u>第二百七十九条</u> [略]	<u>第二百五十二条</u> [同上]
	<u>第二百八十条</u> [略]	<u>第二百五十三条</u> [同上]
	<u>第46図</u> [略]	<u>第44図</u> [同上]
	<u>第47図</u> [略]	<u>第45図</u> [同上]
	(操作実施上の留意事項)	
	<u>第二百八十一条</u> 第三十四条、第四十一条、第七十六条、第八十九条、第九十四条の三、第百六条の三、第百六条の十及び <u>第百九十六条</u> に定めるもののほか、座屈・倒壊建物救助操作法を実施するときは、次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。	<u>第二百五十四条</u> 第三十四条、第四十一条、第七十六条、第八十九条、第九十四条の三、第百六条の三、第百六条の十及び <u>第百七十六条</u> に定めるもののほか、座屈・倒壊建物救助操作法を実施するときは、次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。
	〔一〇五 略〕	〔一〇五 同上〕
	第二節 [略]	第二節 [同上]
	<u>第二百八十二条</u> <u>第二百八十九条</u> [略]	<u>第二百五十五条</u> <u>第二百六十二条</u> [同上]
	第三節 [略]	第三節 [同上]
	<u>第二百九十条</u> <u>第二百九十五条</u> [略]	<u>第二百六十三条</u> <u>第二百六十八条</u> [同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。